東京夢の島マリーナ借受者選定に係る調査報告書

東京夢の島マリーナ借受者選定に係る調査委員会

令和5年3月

第1 調査委員会の設置目的

令和4年11月23日付けで港湾局「都民ご意見箱」宛てに匿名で送付された、 東京夢の島マリーナに関する告発文及び一連の関連情報について調査し、選定 手続の公正性を検証する。

第2 告発文によって指摘されている内容、及び告発文の内容を調査する必要性

- 1 告発文の概要
 - ・ 過去のマリーナ公募の選定にあたり、応募者である A 社が選定委員会の外部委員(有識者)の一人である B と会食をするなど、審査に関する情報の入手や、事業計画書における提案内容の相談などの不正を行っている。
 - ・ また、何らかの形で A 社から B へ現金の授受が行われているという話もある。
 - 都は早急に事実確認をしてもらいたい。
- 2 告発文の内容についての調査の必要性について

匿名での告発であるが、告発文に書かれた A 社の組織内の人物名・役職等の 状況が具体的であることなどから、借受者選定に関する情報が A 社に漏洩され たか否か、過去の選定手続きの公正性が害されていないかなどを確認する必要 がある。

第3 調査の対象事項

- 1 過去の選定(平成19年度、平成24年度、平成29年度)において、以下の事項について借受者選定の公平性に対する信頼を毀損するような事実が認められるか。
- ① BとA社社員との面談その他の接触や、A社からBに対し、金品の授与や 便宜供与があったか。
- ② BはA社に対し、採点基準など選定に関する情報を漏洩したか。
- ③ A社は、Bから、自社に有利となる選定に関する情報を得て、事業計画書等 を作成したか。
- ④ Bは選定委員会において、A社に有利になるような行動をしたか。
- ⑤ 上記①~④により、選定結果が歪められたなど、借受者選定の公平性に対する信頼を毀損するような内容が認められるか。
- 2 告発対象とはなっていないが、今回の選定(令和4年度)において、応募者 が選定委員に接触して選定に関する情報を得るなど、借受者選定の公平性に対 する信頼を毀損するような事実が認められるか。

第4 調査の実施

- 1 当調査委員会による調査
- (1)書面調査
- 告発文の内容を踏まえ、募集や選定に関する書類を調査の対象とし、不審 な点などがないか、確認
- 平成19年度、24年度、29年度、令和4年度に実施した以下の書類を確認
 - ・東京夢の島マリーナ借受者募集要項
 - · 応募者提案書
 - ・東京夢の島マリーナ借受者選定委員会 採点結果比較表
 - ・東京夢の島マリーナ借受者選定委員会 採点表
 - ・東京夢の島マリーナ借受者選定委員会 議事録

(2) 聞取調査

○ 告発対象者やその他選定委員に対し、直接聞き取りを行い、事実を確認

2 A社による社内調査

- 都の調査で確認した事実を補完するため、令和5年1月26日(木)に、A社に社内調査の実施を依頼
- 令和5年1月31日(火)、2月7日(火)、2月8日(水)に、A社社長名による、社内調査の報告書及び報告書の内容と事実に相違ない旨の確認書を徴取
- 併せて、東京夢の島マリーナ借受者の公募に関する選定について、不正を 行っていない旨の同社社長名による誓約書を、同2月8日(水)に徴取

3 告発者への証拠提出の依頼

- 告発者に対しメールで、告発の裏付けとなる音声記録や映像・写真・文書 などの提出を依頼
- 告発者から、B と A 社の元社員が、マリーナ等に関して一緒に学会で発表を行っている資料 (HP の写し) の送付があった。なお、当該資料以外の証拠の提出は、なし

第5 当調査委員会の調査及び A 社の社内調査によって得られた情報に基づく事 実確認

- 1 過去(平成19年度、24年度、29年度)の選定に関する事項
- (1) 告発内容に関する事項
 - ① 選定期間中(選定委員任期中)における、BとA社の接触の有無 選定期間中にBとA社の両者は接触していない旨、両者から供述があった。
 - ② 選定期間外(選定委員任期外)の接触(会食)の有無 選定期間外に、BとA社は、事業者団体の懇親会や、Bの関係者で現在 A社に勤務している者を交えた食事会などの場で、接触があり、また、A 社の社員がBと夫婦同士での会食があった旨、両者から供述があった。

③ 選定に関する情報漏洩の有無

B・A 社両者共に、選定に関する情報(採点基準や配点案、他の応募者の情報など)についてのやりとりはないとの供述があった。

選定期間外の会食においては、B から A 社に持論(公共マリーナとし

ての役割等)を伝達している旨、Bから供述があった。

なお、選定スケジュール上、応募者が、事前に選定に関する情報を取得し、採点に有利となる事業計画書を作成することはできず、また、採点基準は、選定委員会の合議で決定するため、基本的には、選定に関する正確な情報が得られない仕組みとなっている。

また、過去の議事録等の確認や関係者への聞取りからは、B が他の委員と比べてA社に不自然に有利に採点している様子は伺えず、選定において、A社が有利に扱われたという証拠は確認できなかった。

④ A 社の社長の指示の有無

A 社から、B との会食に関して社長からの指示はないとの報告があった。

⑤ BとA社元社員による学会での共同発表等の有無

Bと、A社の元社員が学会等で共同発表したことを確認できたが、共同発表した内容については、採点基準上、借受者選定の得点につながる項目ではなかった。

⑥ A 社から B への現金授受の有無

当調査委員会での聞取調査(令和4年12月23日、28日)では、B、A 社の両者共、契約関係になく、直接の現金の授受はないと、供述があった。

しかし、その後の A 社の社内調査による報告(令和 5 年 2 月 7 日、8 日)において、A 社から B の研究室あてに、平成 24 年 4 月、平成 25 年 4 月~5 月、平成 26 年 4 月、平成 27 年 4 月及び平成 28 年 4 月に寄付を行い、寄付の目的は、「学生に対する支援」で、夢の島マリーナの借受者選定と一切関係がないとの報告を、A 社から受けた。

一方、令和5年2月9日にBへ電話で聞き取りを行った際、BはA社から寄付を受けた認識はないと供述している。

なお、前述のA社の社内調査による報告書の中で、A社は、Bが所属していた事業者団体に対し、年会費や研修参加の都度受講料を支払っており、それ以外の支出はないとA社から報告があった。

マリーナ内での餅つきに関する便宜供与の有無Bから、Bの関係者がマリーナで餅つきをしている旨、供述があった。

- (2) 聞取調査等で新たに把握した事項(告発文に記載のない内容)
 - ① A 社による B の関係者の採用の有無 B の関係者 2 名が A 社に入社した旨、B、A 社の両者から供述があった。
 - ② Bの研究室からマリーナへのディンギー貸出しの有無 Bの研究室で購入したディンギー2隻を、夢の島マリーナに貸し出した ことがある旨、B、A社の両者から供述があった。

A 社はイベント事業者と B の研究室の仲介をしたものであり、B と A 社の間に金銭の授受はないとの報告が A 社からあった。

- ③ 寄付講座に関する A 社の関与の有無 令和 4 年 11 月、A 社社員が B の勤務先の寄付講座の講師を引き受け、 講師料を当該勤務先から受け取った旨、A 社から報告があった。
- ④ A 社からの名水(飲料水)受領の有無 B が研究室代表者を退いた後、後任者の研究室に名水が送られている旨、 B から供述があったが、A 社からは B の後任者の研究室に名水を送った 記録はなく、一般論として、名水の試飲提供品(無償)を関係先に提供す ることはある旨、報告があった。
- 2 今回(令和4年度)の選定に関する事項 A社は、今年度の選定委員を承知していなかった旨、供述があった。 今回の各選定委員は、応募者と思しき事業者と接触していない旨、供述を得 た。

第6 結論

- 1 過去の選定(平成19年度、24年度、29年度)について
 - ・ 都及びA社の一連の調査から、BとA社との間で、複数回にわたる会食の ほか、A社からBの研究室への寄付など、様々な場面で接触等の行為があっ たことを確認した。
 - ・ こうした行為は、違法とまでは言えないものの、公共の施設を管理運営する主体を選定する委員会の委員と応募者の関係としてはふさわしくないものであった。
 - ・ なお、過去の議事録等の確認や関係者への聞取りからは、A 社が B から選 定に関する情報を得て、借受者選定において自社に有利となるような事業計

画書を作成するなど、不正をしたという明確な証拠は確認できず、また、Bが他の委員と比べてA社に不自然に有利に採点している様子は伺えず、選定において、A社が有利に扱われたという証拠は確認できなかった。

・ しかしながら、元選定委員と当該事業者の上記の接触等の行為は違法とまでは言えないまでも、接触によって得られた情報等から、過去の選定において当該事業者に有利に働いたのではないか、という疑念は払しょくできなかった。

2 今回の選定(令和4年度)について

- ・ 今回、告発対象となっている B は、選定委員に就任しておらず、今回の各 選定委員や A 社への聞取調査でも接触している事実は確認できず、選定に関 して不正をしたという明確な証拠や選定結果を歪めるような証拠は確認で きなかった。
- ・ しかしながら、元選定委員と当該事業者の接触によって得られた情報等から、今回の選定においても当該事業者に有利に働くのではないか、という疑 念は払しょくできなかった。